**○財務省令第五十三号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の二第一項第一号及び第二号の規定に基づき、財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

財務大臣　安住　淳

財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「この条」の下に「及び第三条」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（特産酒類の原料）

**第三条**　法第二十八条の二第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実とする。

2　法第二十八条の二第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、災害等により特区内農産物等をいい、当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この項において同じ。）を原料として同号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、同項に規定する当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものとする。

**附　則**

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

**○厚生労働省令第百二十二号**

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第十項及び第三十四条の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

第一条中「係る保育所は、」の下に「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により」を加え、「対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行う」を「対して食事の提供を行う事業をいう。）」を「実施する」に改める。

第二条中「をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「入所させるもの」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「保育所における」を「保育所は、保育士配置要件の緩和事業（に、「ついては」を「ついて」に、「限って」を「限り」に、「みなす」を「みなして保育を行う事業をいう。）を実施する」に改める。

第三条中「当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対する食事の提供について、当該」を「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（に、「より行う」を「より当該児童発達支援センターの障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施する」に、「食事の提供について当該方法による」を「事業を実施する」に改める。

第四条中「係る」の下に「指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業（に「を加え、「場合には」を「場合に」に、「みなす」を「みなして行う事業をいう。）を実施することができる」に改める。

第五条から第七条までを削る。

別表第一から別表第三までを削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

**第二条**　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の二第一号中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令」に改め、同条第二号及び第四号中「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」を「特区省令」に改める。

**○農林水産省令第四十六号**

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条第二号の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十四年九月五日

農林水産大臣　郡司　彰

農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則

構造改革特別区域法施行令第六条第二号の農林水産省令で定める方法は、書類審査、筆記試験又は口述試験の実施による方法とする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○農林水産省令第四十七号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月五日

農林水産大臣　郡司　彰

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

農林水産省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年農林水産省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

第一条中「おいて行われる地方競馬」を「おいて、地方競馬」に、「に係る構造改革特別区域計画について、次の各号のいずれにも該当するものと認めて」を「における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業（次の各号のいずれにも該当する競馬を行う都道府県又は同法第一条第二項に規定する指定市町村が同一の日の七の競走につき単勝式勝馬投票法（競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）第七条第一項の単勝式勝馬投票法をいう。）により勝馬となったものを一組としたものを勝馬とする勝馬投票法を実施する事業をいう。）を行うことについて、」に改め、「構造改革特別区域計画に基づき行われる」を削り、「競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）」を「同令第四十五条第二項において準用する同令」に、「、第九条第二項、」を「及び第九条第二項並びに同令第四十五条第三項において準用する同令」に改め、同条第一号中「五重勝単勝式勝馬投票法を実施している」を「五重勝単勝式勝馬投票法（競馬法施行規則第六条第二項第三号ニの五重勝単勝式勝馬投票法をいう。以下同じ。）を実施している」に改める。

第二条第一項中「昆虫の飼育事業であって次項に規定する要件（以下「昆虫飼育事業要件」という。）のいずれにも該当するものに利用される」を「家畜排せつ物を利用した昆虫の飼育事業（」に改め、「以下同じ。）」の下に「を利用した昆虫の飼育事業であって次項に規定する要件（同項において「昆虫飼育事業要件」という。）のいずれにも該当するものをいう。第四項において同じ。）に利用